

経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間（沖縄県対処方針）

【要請期間】令和3年10月1日（金）～10月31日（日）

実施内容

新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条により、県民・事業者等に対して要請するとともに、必要な協力について働きかけを行う。

区域

沖縄県全域

【感染拡大を抑止するための対策】

現況

- 緊急事態宣言解除後の期間は、感染の再拡大を防ぐ重要な局面です。
- 陽性者数は減少し、緊急事態は脱しましたが、医療フェーズは最高の第5段階にあり、一般診療の制限解除には、感染者減少の維持が必要です。
- デルタ株の猛威により依然として地域内流行が続き、家庭内での感染による未成年の陽性者が全体の3割と高い割合を維持しております。
- ワクチンを接種出来ない子ども達への感染拡大が懸念されます。
- 9月末で1回目のワクチン接種が県民の6割を超えたところです。陽性者の9割近くがワクチン未完了者となつており、重症化予防・発症予防効果のあるワクチンの接種を急ぐ必要があります。
- 新型コロナは、一旦減少しても感染防止対策を怠ると容易に再拡大(リバウンド)します。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、「手洗い等の手指衛生」「マスクの着用」「居室の換気」「毎日の検温等の健康観察」、少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用し、県コールセンターへの相談・かかりつけ医への受診をお願いします。

県の方針及び取り組み

- この期間を、感染拡大を抑止させ医療・経済・暮らしを回復させるための準備期間と考える。順調に感染者が減少した場合は、期間内であっても前倒し解除を行う。
- ただし、感染拡大の傾向(新規陽性者が前週と比べて増加することが目安)が見られる場合は、リバウンドを防ぐため法24条第9項に基づく強い対策を講じる。
- 第6波に備えて医療提供体制の拡充に取り組む。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

外出及び移動に関する要請

- 感染拡大抑止期間の外出や移動を控え、特に夜間の外出を控え、混雑している場所や時間をさけること。
- 都道府県間の往来について、必要性をよく検討すること。
出発前には、**ワクチン接種の完了又はPCR等検査**を受検すること。
- 離島への往来については、来島自粛を求めている離島との往来は自粛すること。その他の離島についても往来については必要性をよく検討すること。また、**ワクチン接種の完了又は事前のPCR等検査の受検を推奨**。
- 多人数の模合、ビーチパーティー等の飲食を伴うイベント及び普段から顔を合わせていない人とのイベントは控えること。

特にお願いしたい事

- 12歳以上の方は、感染症対策の切り札であるワクチンの接種をお願いします。
 - 子ども達の感染を防ぐため、学校、塾、習い事等の感染対策を徹底するとともにオンラインを積極的に活用すること。
- ◆ ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

会食（飲食）に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと、できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と。
- ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力する（大声を出さない、会話時のマスク着用 等）。
- ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
- ◆ 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用はやめてください。
- ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させない。
 - 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
- ※不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと（特に飲食を伴う場）

※4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

感染防止対策の徹底

- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用ください。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】

【来訪後:法第24条第9項による協力要請】

往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、慎重に検討ください。
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- 来県前には、**ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。**
※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- 来県後、営業時間短縮要請に応じていない飲食店の利用はやめて、「感染防止対策認証店」の利用をお願いします。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」: Traveler's Access Center Okinawa)】
※ 電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

飲食店等への要請

【法第24条第9項：協力要請】

対象施設	<p>〔飲食店〕飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
要請内容	<p>〔営業時間短縮等の協力要請〕※営業時間が5時から20時までの店舗は協力金対象外</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 営業時間を<u>5時から20時</u>までの間とする(テイクアウト・デリバリー除く)➢ (酒類の提供は、<u>11時から19時</u>までとする)➢ ※「感染防止対策認証店」においては、<u>営業時間を5時から21時</u>まで (<u>酒類の提供は、11時から20時まで</u>)とすることができます。➢ カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)➢ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:介助や介護をする場合)</u> <p>〔感染防止対策の協力要請〕</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 法施行令第12条に規定する各措置を実施すること<ul style="list-style-type: none">・従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気・発熱その他の症状のある者の入場の禁止・手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知・正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)・アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保)➢ 県・市町村の実施する感染防止対策促進のための巡回事業への協力➢ 「感染防止対策認証店」の取得推奨

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項：協力要請】

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること。**県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。**
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 来場者に対し、**ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。**
- イベント開催の要件は以下のとおり(適切な感染防止策が講じられることが前提)

期間	収容率※3		人数上限※4
10月1日 ～ 10月31日※1	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※2)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演(話芸等)、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:国の事務連絡に基づき、緊急事態宣言解除後の1ヶ月間は経過措置期間の規模要件の適用となる

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

※3:上記分類は例示で有り、大声あり・なしは個別のイベントの実態に合わせて個別具体的に判断。

※4:収容率と人数上限どちらかが小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

○開催時間は5時から21時までとするよう働きかける(法によらない協力依頼)

施設に対する要請

【法第24条第9項：協力要請】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコード)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと

商業施設、集客施設への働きかけ

- 特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館等の施設については、イベントを開催する場合は21時、それ以外は20時までの営業時間を短縮すること(法によらない協力依頼)

※法によらない協力依頼(働きかけ)の場合、協力金の支給はありません。

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項：協力要請】

事業者・経済界への要請

- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、営業時間短縮要請に応じていない店舗の利用を控えるよう求めること
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること

交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること

【法第24条第9項：協力要請】

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 飲食店等への巡回(感染防止対策の呼びかけ、営業時間短縮要請の徹底を呼びかけ)。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談センター098-866-2129)。
- 市町村の取組の好事例を周知促進する(自宅療養支援、濃厚接触者への宿泊助成等)。
- **市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。**

- 保育所等では引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育や登園自粛の協力依頼、又は臨時休園等の検討を依頼する。

【法第24条第9項：協力要請】

学校等への要請

- 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えること
- 学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること
- 部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を行うこと
(部活動前後による集団での飲食や県内外における合宿等については行わない 等)
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的実施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い懇親会や飲み会等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら運営し、運営時間は20時までとする。市町村立の公共施設についても、県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する。

医療提供体制の整備

1. 入院病床の確保

重点医療機関等(23病院→25病院)を指定

重点医療機関等に要請し病床536床→843床を確保

入院待機ステーションを設置



2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内に3ヶ所(計410室)、北部地区(60室)、宮古地区(77室)、八重山地区(55室)

中部地区(100室) 計702室確保 稼働率の向上に努める

那覇地区で新たな宿泊療養施設を**10月中旬に開設予定**(200室借上 150室稼働予定)

3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施している「自宅療養健康管理センター」の体制

を拡充(対応職員増、パルスオキシメーター15,860台、酸素濃縮器200台確保等)、在宅医療(訪問看護等)の拡充

4. 看護師・保健師を随時募集中(看護協会ナースセンター:098-888-3127(3128))

重点検査の拡充

1. 検査体制の拡充

- 検査可能件数の拡充：9,000件/日(5月)→13,000件/日(8月)

2. 行政検査の拡充

- 中部地区において濃厚接触者及び接触者向け「沖縄県接触者PCR検査センター(無料)」を設置

3. 陽性発生時の一斉検査の拡充

- 学校等(小中高校、特別支援、学童、子どもの居場所等)で感染者が発生した場合、クラス単位等の接触者を対象とした迅速なPCR検査の実施 →**対象を保育所・幼稚園等へ拡充**

4. 抗原定性検査キットの活用

- 医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所・幼稚園等への配布 ※国事業の活用
- その他エッセンシャルワーカー等(交通事業者、建設業、飲食業等)への配布

5. 検査事業の推進・強化

- 希望者PCR検査の拡大(中部地区の窓口設置)
- 飲食店従業員向けの集中検査の実施延長・拡大
- 那覇空港PCR検査・抗原検査、本土直行便のある離島空港PCR検査の実施
- モニタリング検査の促進

6. ゲノム解析による変異株検査体制の構築

- 衛生環境研究所でのゲノム解析による新たな変異株流入の早期発見(空港PCR・医療機関との連携)

新型コロナワクチン接種の促進

1 ワクチン接種の促進

○ 若者世代に対する接種の加速化

- ✓ 接種センター 3会場（沖縄コンベンションセンター、県立武道館、那覇クルーズターミナル）において、予約状況に応じ、
当日14時までの受付が可能
- ✓ 20歳以上39歳以下に優先接種を開始（週2回、先着200名/日 沖縄コンベンションセンター、県立武道館）
- ✓ ワクチン接種に前向きに考えてもらうための働きかけ
 - ・キングス等の協力によるSNSを通した、ワクチン接種の働きかけ
 - ・県HPへの厚労省ワクチン接種Q&Aのリンク付け
 - ・ワクチンのメリットデメリットやSNS上に流れる情報の真偽を記載したリーフレットを作成し学校等で配布

○ ワクチン接種の加速化への取組

- ✓ 沖縄コンベンションセンター 最大7,700回/週
- ✓ 県立武道館 最大7,700回/週
- ✓ 那覇クルーズターミナル 最大10,500回/週（10月6日をもって閉鎖）

○ 高齢者等の未接種者把握と接種の実施

- ✓ **高齢者等の未接種者の把握と未接種者に対する接種の再勧奨**

2 ワクチン接種機会の拡大

○ 接種年齢の引き下げ（沖縄コンベンションセンター、県立武道館、那覇クルーズターミナル）

- ✓ 接種年齢を「18歳以上」から「12歳以上」に引き下げ

○ アストラゼネカ社製ワクチン接種の開始（県立武道館）

- ✓ **9月2回、10月1回実施** 接種を希望する40歳以上（特に必要がある場合18歳以上）

ワクチン接種・検査陰性証明の活用について

10月初旬を目途に活用に向けた「考え方」及び「ガイドライン」を示し、国における制限緩和策が示されるまでの間、インセンティブ型で試行運用を行い、活用推進に向けた議論を深める。

基本的な考え方

- ✓ ワクチン接種証明等の活用の前提として基本的な感染防止対策の徹底が必要
- ✓ 沖縄県対処方針における要請や働きかけの範囲内で活用する
- ✓ 感染症蔓延防止の観点から、「接種を受けるよう努めなければならない」と定められている。ただし、ワクチン接種の有無又は接種証明の提示の有無による不当な差別的取扱いは許されない。
- ✓ 民間が提供するサービスにおいて幅広く活用が期待できる。
＜接種証明書等の提示によるインセンティブ事例＞
【飲食店：1品サービス、〇〇円割引】【イベント：入場券割引、優先レーンの導入】等

ワクチン接種証明等の確認方法

＜ワクチン接種証明＞

- ✓ 国におけるデジタル化が進むまでの間は紙（予防接種済証やワクチン接種記録書）で運用
- ✓ 画像、健康管理アプリを確認することも有効

＜検査陰性証明＞

- ✓ PCR検査証明書や電子メールによる氏名付きの検査結果を確認

沖縄県感染防止対策認証制度

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐため、飲食店等に対する感染防止対策認証制度を構築し、安全安心な店舗を「つくる・まもる・ひろめる」の県民運動を推進

2. 認証制度の対象店舗

①食品衛生法の許可を取得した飲食店(デリバリー、テイクアウト専門店等は対象外)

【9月27日時点:申請6,156件、認証店5,038店舗】

②旅館業法の許可を取得した宿泊施設(9月1日(水)より申請受付開始)



認証店舗一覧

3. 認証取得店へのインセンティブ措置

認証を取得した150席以上ある店舗・施設への感染対策補助金

CO2センサーとのぼりの全認証店舗への配付、グルメサイト・旅行雑誌への広報掲載

4. 申請や制度について(沖縄県感染防止対策認証制度事務局:050-5526-3041)

※時短要請に応じない等認証店の条件を満たさない場合は取消を行っています。



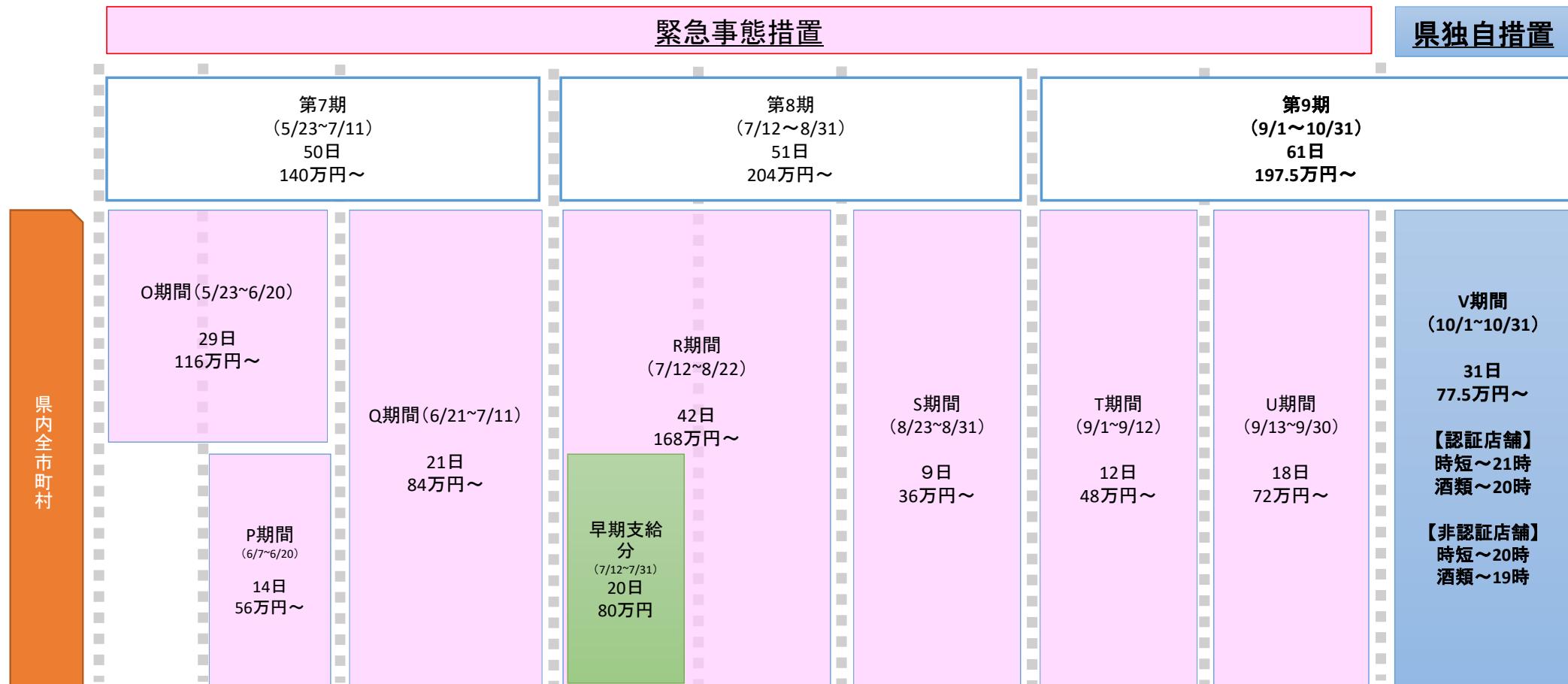
うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止対策協力金について

中小企業支援課:866-2343

- 第7期協力金及び第8期早期支給分は受付終了しています。第8期協力金は、9月6日(月)から10月22日(金)まで申請を受付しています。
- 各協力金の支給状況については、県HPで随時公表しておりますので、ご確認ください。
<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/covid19/kyoryokukintop.html>
- 協力金支給されるまでの間のつなぎ資金については、各金融機関で相談を受付ております。

【算定方法】

- 中小企業（売上高方式）：緊急事態措置：売上高に応じて4～10万円/日、県独自措置：売上高に応じて2.5～7.5万円/日
- 大企業（売上高減少方式※中小企業も選択可）：緊急事態措置：売り上げ減少額の4割、上限20万円/日、県独自措置：売り上げ減少額の3割、上限20万円/日



【令和3年度】

沖縄県大規模施設等協力金

商工労働部感染防止経営支援課 Tel 098-917-2872

まん延防止等
重点措置

緊急事態措置

第1期
5/14～5/22
(9日間)

第2期
5/23～6/20
(29日間)

第3期
6/21～7/11
(21日間)

第4期
7/12～8/31
(51日間)

第5期
9/1～9/30
(30日間)

16市町

県内全域

時短営業

時短営業・土日祝日休業 (6/5・6,12・13,19・20)
(8/7～9, 14・15, 21・22, 28・29) (9/4・5, 11・12, 18～20, 23)

大規模施設 200,000円／1,000m²

テナント管理把握2,000円／1テナント

1テナント 20,000円／100m²

1日あたりの協力金

(休業要請の場合) 大規模施設 面積1,000m²毎に20万円

(時短要請の場合) 大規模施設 面積1,000m²毎に20万円×(短縮した時間／本来の営業時間)

沖縄県独自措置

協力金対象外

10/1～10/31
(31日間)

県内全域

大規模施設に対する主な要請・働きかけ

時短営業(働きかけ)

【協力金申請受付】 第4期： 令和3年9月1日～令和3年10月15日（映画館運営事業者等を除く）
映画館運営事業者等(第1～4期)： 令和3年9月22日～令和3年10月29日
第5期： 令和3年10月1日～令和3年11月12日

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金について

沖縄県実施

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金
(月次支援金の上乗せ給付)

【沖縄県観光関連事業者等応援プロジェクト支援金】

経済産業省の月次支援金を受給した、観光関連事業者をはじめとする幅広い業種の県内事業者に対して、下記の金額を上限に一月分（一回）のみ支援金を給付する。

【支援金の上限額】

- 個人事業者 上限10万円
- 法人事業者 上限20万又は30万円

※2019年又は2020年の4～8月のいずれかの月の売上が
300万円以下の法人事業者 上限20万円
300万円を超える法人事業者 上限30万円

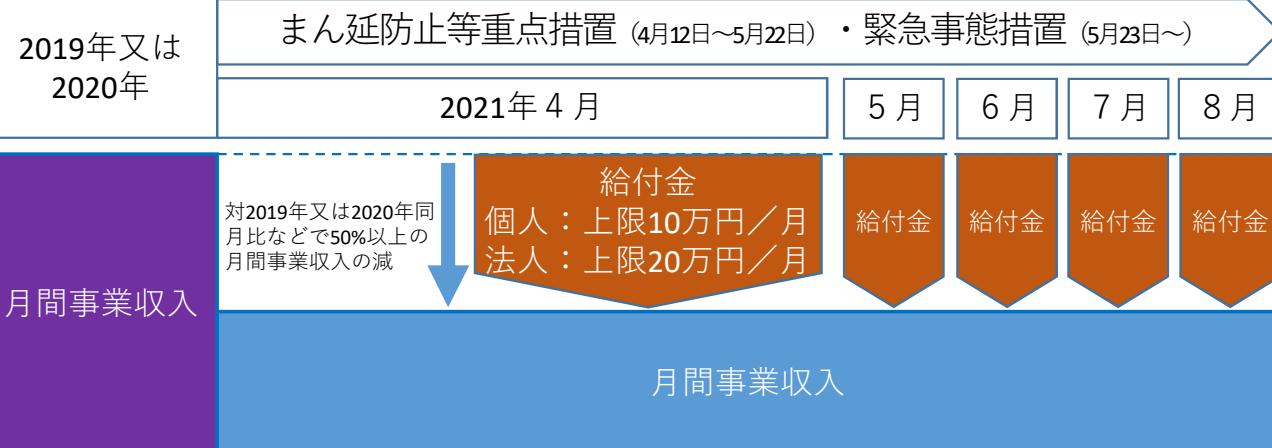
【給付対象事業者の具体例】

- ①旅行関係の事業者（ホテル、旅行代理店、お土産店、タクシーなど）
 - ②日常的に訪れるお店（飲料や食料品の小売店、美容院や理容店など）
 - ③映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
- ※酒類販売事業者等への支援は別途商工労働部で実施

【申請期間 7月30日～10月31日】 ※10月31日の申請期限は延長予定

経済産業省実施

月次支援金



おきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業

宿泊事業者が行う感染防止対策等に取り組むための経費を補助します。

1. 対象者

旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設

(ただし、店舗型性風俗特殊営業を営む宿泊施設は除く。)

2. 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	(1)新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費 補助対象経費例：サーモグラフィー、検温器、マスク、フェイスシールド、消毒液など (2)新たな需要に対応するための取組に要する経費 補助対象経費例：ワーケーションルーム用のWiFi新增設工事、施設内のバリアフリー化など																				
補助対象期間	令和2年5月14日から令和3年12月15日																				
補助額	<u>1施設当たり補助対象経費の1/2</u> とし、かつ、下記区分の上限額の範囲で補助します。 <table border="1"><tr><td>客室数</td><td>1～10室</td><td>11～20室</td><td>21～30室</td><td>31～40室</td><td>41～50室</td><td>51室以上</td></tr><tr><td>上限額</td><td>100万円</td><td>150万円</td><td>200万円</td><td>300万円</td><td>400万円</td><td>500万円</td></tr></table>							客室数	1～10室	11～20室	21～30室	31～40室	41～50室	51室以上	上限額	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円
客室数	1～10室	11～20室	21～30室	31～40室	41～50室	51室以上															
上限額	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円															
申請受付期間	令和3年9月13日から令和3年11月15日																				
実績報告期間	申請受付審査後から令和3年12月28日																				

3. 申請方法

